57—02　ＰＵＤＴ

参加申請（書）の方式違反

１．　参加申請に関し、次の(1)、(2)に該当する場合、審判長は期間を指定してその補正を命じ、その期間を経過しても申請人が補正しないときは、審判請求書の却下と同様に、審判長は申請書を決定をもって却下する（特§133、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

(1) 参加申請書が特§149①（実§41、意§52、商§56①、§68④）（特施規§49様式第65（実施規§23⑩、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥））に規定された方式に違反しているとき

(2) 参加申請の手数料不納又は不足のとき

２．　上記 1.以外の点で方式が不備である参加申請で、補正をすることができないものについては弁明書を提出する機会を与えた上で、審判長は参加申請を決定をもって却下する（特§133の2、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

（改訂 H27.2）